



沖縄市施設等利用給付認定申請案内

(認可外保育施設、病児保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター用)



子ども・子育て支援法が改正され、幼児教育・保育の無償化を実施しています。

この案内には、認可外保育施設、病児保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター（以下、「認可外保育施設等」といいます。）を利用される方向けに、沖縄市における給付認定申請に関する手続きや必要書類等について記載していますので、内容をよくお読みの上申請してください。

1 対象となる方

沖縄市から「保育の必要性の認定」を受けた

3 歳から 5 歳までのこども

0 歳から 2 歳の市民税非課税世帯のこども（未婚のひとり親で寡婦等とみなされ非課税者となった場合や、生活保護法上の被保護者、児童福祉法上の里親を含む）

保育所等^(※1)を利用していない場合、幼児教育・保育の無償化の対象となります。

3 歳から 5 歳までのこども → 月額 37,000 円上限

0 歳から 2 歳の市民税非課税世帯のこども → 月額 42,000 円上限

◎上記の年齢は、無償化の認定を希望する年度の 4 月 1 日時点の年齢です。

◎幼児教育・保育の無償化の対象となるのは、施設の利用料に限ります。

（給食費、日用品、文房具、行事参加費等、実費として徴収される費用は対象となりません）

◎ご利用の施設が、所在市町村から無償化の対象施設である旨の確認を受けていること

※1 認可保育所、幼稚園^(※2)、認定こども園^(※2)、企業主導型保育事業

※2 平日 8 時間以上（預かり保育含む）、年間 200 日以上の前預かり保育事業を実施している施設に在籍している場合、
預かり保育利用の有無を問わず「認可外保育施設等」の利用は無償化の対象となりません。

2 認定申請の手続き

幼児教育・保育の無償化にかかる給付（以下、「施設等利用給付」といいます）を受けるためには、保護者が沖縄市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。該当する方は、保育・幼稚園課に申請し、認定を受けてください。（さかのぼって認定をすることはできません。）

受け付けた申請については、認定後通知いたします。

※施設等利用給付認定通知書には、認定区分、給付認定の有効期間等を記載しています。

有効期間が過ぎますと無償化の対象外となりますので、有効期間内に保育・幼稚園課で更新の手続きが必要です。

○認定申請受付期間：認定希望日の 1 ヶ月前より随時

○提出先：沖縄市保育・幼稚園課 窓口



●保育の必要性の認定

保護者（父母世帯の場合は父、母いずれも）が下記のいずれかの状況により保育を必要とする場合に、保育の必要性を認定します。

必要性の事由	保護者の状況等	認定期間
就労・自営業	月に 64 時間以上働いているとき ※内定含む	就労期間
出 産	出産の準備や出産後の休養が必要なとき	産前産後各 8 週間※
通 学	学校教育法に定められている学校や職業訓練校などに通っているとき	在学期間中
病 気	保護者が病気、けがにより保育が困難なとき	療養期間
障がい	保護者が障がいのため保育が困難なとき	療養期間
介護・看護	病人や障がい者、要介護者を介護しているとき	療養期間
求職中や起業	仕事を探しているとき、起業準備中のとき	申立日から 90 日後の属する月末まで
虐待・DV	虐待や、配偶者等からの DV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	必要な期間
災害復旧	自宅などの災害の復旧にあたっているとき	必要な期間
育児休業	育児休業期間の開始日以前に保育施設に入園し利用しているとき ・育児休業の対象となることも（生まれた子）は認定の対象外 ・認可外保育施設の保育料のみが無償化の対象となり、一時預かり等については無償化の対象とはなりません。	原則生まれた子の 1 歳誕生日の前日の属する月末まで

【出産の認定期間について】

※ 産前産後各 8 週間には、出産日から起算して 8 週間前の日の属する月の 1 日から、出産日から起算して 8 週間後の日の属する月の末日までの期間が該当します。

（例）出産日が 9 月 1 日の場合「出産日から起算して 8 週間前の日」は 7 月 7 日、「出産日から起算して 8 週間後の日」は 10 月 27 日であるため、認定の有効期間は 7 月 1 日から 10 月 31 日となります

3 認定申請が不要な場合

認可保育所等に入所申込を済ませており、入所が保留になった方が認可外保育施設等を利用する際、無償化の「みなし認定」の対象となる場合があります。

対象となる方には「施設等利用給付認定通知書」を送付するため、認定申請は必要ありません。

ただし、認定期間が終了している方は無償化の対象外となりますので、改めて申請が必要です。

また、保育の必要性の事由が変更となった方等につきましては、認定期間が終了する前に変更手続きが必要となります。

「みなし認定」とは。。。

本来、施設等利用給付認定の給付を受けるためには施設等利用給付認定の申請手続きが必要ですが、認可保育所等に申し込みをしており、保育の必要性や非課税世帯の確認がとれている場合、施設等利用給付認定申請手続きをしたものとみなして認定されることをいいます。

4 申請に必要な書類

認定結果に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りが無いことをご確認の上、提出してください。(提出した書類は返却できませんので、必要な場合は事前にコピーしてください。)

(1) すべての方が必要な書類

必要な書類	注意点
子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(兼現況届)	こども1人あたり1枚
保育を必要とすることを証明する書類	(2)の表から該当する書類

(2) 保育を必要とすることを証明する書類(市指定様式はホームページに掲載しています。)

※父母世帯の場合、父、母それぞれの証明書の提出が必要です。

※きょうだいで同時に申請を行う場合、保育を必要とすることを証明する書類は保護者それぞれ1部ずつの提出で構いません。

必要性の事由	必要な書類 ※発行後3カ月以内のものが有効
就労 自営業	就労証明書〈市指定様式〉 【個人事業主(自営業)の方】 ☐ 就労証明書〈市指定様式〉 ☐ 沖縄市外で申告されている方:直近の所得申告書(収支内訳書が確認できるページ) ※申告書で事業実態が確認できない場合、次のいずれかの書類の写し(初回のみ可) ☐ 開業届 ☐ 営業許可証
出 産	親子健康手帳(母子手帳)の写し ※氏名と出産予定日が記載されているページ
通 学	①在学証明書〈市指定様式〉 ②時間割等の写し
病 気	診断書(保護者用)〈市指定様式〉
障がい	障害者手帳等の写し ※手帳番号、本人欄が確認できるページ 【手帳の交付を受けていない場合】診断書(保護者用)〈市指定様式〉
介護・看護	①診断書(看護・介護用)〈市指定様式〉 ②看護・介護申立書〈市指定様式〉
求職中や起業	求職活動(起業準備)状況申立書〈市指定様式〉
育児休業	就労証明書〈市指定様式〉 ※「9.育児休業の取得」「11.復職(予定)年月日」欄の記入必須
災害復旧	り災証明書 ※市民生活課に申請書を提出すると発行できます。



(3) 世帯の状況により必要となる書類

※いずれにもあてはまる場合は必要書類をそれぞれ提出してください。

※下記表のこどもの年齢は無償化の認定を希望する年度の4月1日時点となります。

ひとり親家庭の方 ※こどもの年齢に関わらず提出が必要です
下記の内のいずれか1つ ☐ 戸籍謄本(離婚日が確認できるもの) ※3か月以内のもの 写しても可 ☐ 児童扶養手当受給者証の写し ☐ 母子父子医療費受給者証の写し ☐ 遺族年金受給者証の写し
軍人・軍属の方で、0歳から2歳のこどもの認定を申請する場合
☐ 4月～8月分の保育料 ➡ 2023 W-2 の写し 9月以降も引き続き認定を希望する場合は、令和7年7月頃までに2024 W-2の提出が必要です ☐ 9月～3月分の保育料 ➡ 2024 W-2 の写し
令和6年1月1日時点、沖縄市に住民登録がない方で、0歳～2歳のこどもの認定を申請する場合 ・令和6年1月2日以降に沖縄市に転入された方 ・単身赴任等で保護者の住民票が沖縄市にない方
☐ 4月～8月分の保育料 ➡ 令和6年度課税証明書 ※3か月以内のもの、写しても可 9月以降も引き続き認定を希望する場合は、令和7年度が非課税であるかで判断します。 令和7年7月頃までに令和7年度課税証明書の提出が必要です ☐ 9月～3月分の保育料 ➡ 令和7年度課税証明書 ※3か月以内のもの、写しても可 ※各年1月1日時点の居住地の市区町村が発行する市区町村民税の『均等割・所得割』が確認できるもの
生活保護世帯の方で、0歳から2歳のこどもの認定を申請する場合
☐ 被保護証明書 ※3か月以内のもの、写しても可

※上記の証明書類は自治体により名称が異なる場合がありますのでご注意ください。

5 認定後、このような時は必ず申請が必要です

転職や退職、育児休業の取得、その他保育の必要性の事由に変更があった場合は保育・幼稚園課にご連絡ください。

《主な変更の内容》

- ・就労内容が変更になった
- ・産前産後休業に入る
- ・育児休業を取得する
- ・世帯構成に変化があった・・・離婚・結婚・同居家族の増減・単身赴任等
- ・施設等利用給付認定期間の有効期限が切れそう
- ・保育の必要性の事由にかかる家庭の状況に変化があった
- ・沖縄市外に転居する
- ・市民税非課税世帯ではなくなった ※0歳～2歳のみ

6 認定後の確認事項（現況届について）

認定後、毎年年に一度（※時期は前後する可能性があります）に保育を必要とする事由の確認のため「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（兼現況届）」と保育を必要とすることを証明する書類の提出が必要です。提出がない場合や保育の必要性を確認できない場合、施設等利用給付を受けられなくなることがあります。

7 請求について

「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（兼現況届）」で記入して頂く「申請者」が認定保護者となります。

のちに償還払いでの請求をされる場合、認定保護者と口座名義が同じだと請求のお手続きがスムーズです。（認定保護者と口座名義が異なる場合、委任状が別途必要です。）

また、施設によって利用費の請求・給付方法が異なります。

（1）償還払い＝直接申請・直接払い

- ①保護者が施設に保育料を支払います
- ②施設より発行される「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」と「施設等利用費請求書（償還払い用）」を窓口または郵送にて請求して下さい。
- ③請求は、保育の提供を受けた月の翌月 1 日からできます。
- ④原則、請求した翌月中に振り込まれます。振込日は指定できませんのでご了承ください。

（2）現物給付＝代理申請・代理受領

施設に無償化分を差し引いた分を支払い、施設が市へ請求します。

8 お問い合わせ先



沖縄市役所 2 階 保育・幼稚園課

連絡先：098-939-1212 内線：3172・3173



確認は済んでいますか？

令和6年10月1日から



指導監督基準を満たさない認可外保育施設は、
保育の無償化の対象外になり
保育料が**全額自己負担**となります

令和6年9月まで

全ての
認可外保育施設が対象
(届出を行っている施設)



令和6年10月から

指導監督基準
を満たした
施設のみが対象

注1) 3歳から5歳までのこどもは月額3.7万円まで、
0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4.2万円まで
の利用料が無償化されます。

注2) 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

「認可外保育施設指導監督基準」を満たした施設は

沖縄県のホームページで確認できます。



認可外保育施設の保育の無償化に関する相談窓口はこちら

沖縄市保育・幼稚園課 支援係
沖縄市役所2階(開庁時間 平日8時30分～17時15分)
TEL: 098-939-1212 (内線) 3173



無償化ホームページ

